

史跡松山城跡
城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画

令和3（2021）年11月
松山市

例 言

- 1 史跡松山城跡「城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画」（以下、「本計画」という。）は、愛媛県松山市丸之内及び堀之内に所在する国指定史跡「松山城跡」の三之丸跡及び西之丸跡（外堀、内堀の一部を含む。）に位置する城山公園（堀之内地区）の第2期整備基本計画である。
- 2 本計画の策定は、松山市が城山公園整備事業として、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用し、令和元年度から令和3年度までの3か年で実施した。
- 3 本計画の策定は、「史跡松山城跡整備検討専門委員」を設置して検討会を実施し、そこで検討した意見を基に、松山市都市整備部公園緑地課が行った。また、オブザーバーとして文化庁文化資源活用課、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導・助言、松山市教育委員会文化財課の協力を受けた。
- 4 本計画の編集・執筆は、松山市都市整備部公園緑地課が事務局となり、その関連業務の一部を株式会社イビソクに委託した。
- 5 本計画の策定に当たり、次の団体又は施設に御協力と御指導をいただいた（五十音順）。
伊予史談会、愛媛県歴史文化博物館、坂の上の雲ミュージアム、（公財）松山市文化・スポーツ振興財団

凡 例

1 「勝山」と「城山」の表記について

松山城跡の所在する山は一般的には「城山」と呼ばれているが、正式には「勝山」である。これを踏まえて、本計画では、松山城跡の所在する山を「勝山」とする。ただし、愛媛県天然記念物に指定されている「勝山」の山林は「松山城山樹叢」が指定名称となっているため、「松山城山樹叢」について述べる際は、「城山」を用いることとする。

2 郭^{くるわ}の呼称について

本計画で用いる郭の呼称は、下図のとおりとする。



3 「園路」について

城山公園（堀之内地区）内の道路については、「園路」と呼称している。そのため、本計画でも、城山公園（堀之内地区）内の道路を指す際には、「園路」を用いる。また、県庁西から若草町へ向かう道路については、「史跡松山城跡保存活用計画」にて「園路（車道）」と呼称しているため、本計画でもその呼称を用いることとする。

4 遺構表現の「立体表示」と「平面表示」について

文中では、遺構表現の方法として「立体表示」と「平面表示」の呼称を用いている。これらは、往時の規模や構造、形式などを忠実に再現した「復元」やそれに準じる「復元的整備」とは異なり、遺構の平面位置を直上に立体又は平面で表示したものである。

史跡松山城跡

城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画（案）

目次

第1章 計画の目的と位置付け	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 計画策定の体制と経過	3
第5節 計画の位置付け	6
第2章 松山城跡の環境	13
第1節 自然的環境	13
第2節 歴史的環境	17
第3節 社会的環境	21
第3章 城山公園（堀之内地区）の現状と課題	28
第1節 史跡松山城跡の概要	28
第2節 城山公園（堀之内地区）の概要	35
第3節 城山公園（堀之内地区）整備の現状と課題	41
第4節 城山公園（堀之内地区）の公開・活用の現状と課題	46
第4章 城山公園（堀之内地区）整備の基本方針	48
第1節 既存の城山公園（堀之内地区）整備計画等	48
第2節 城山公園（堀之内地区）整備の基本理念と基本方針	49
第5章 城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画	50
第1節 第2期整備の基本的な考え方と地区区分	50
第2節 整備基本計画	54
第3節 整備基本計画（地区別）	77
第4節 史跡周辺地域の環境保全及び関連文化財との整備活用に関する計画	95
第5節 公開・活用及び管理・運営に関する計画	98
第6節 完成予想図	100
第7節 整備事業計画	105

参考資料

資料 1 文化財保護法

資料 2 文化財保護法施行令

資料 3 都市公園法

資料 4 都市公園法施行令

参考文献一覧